



2019年7月31日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 エ イ ジ ア
(コード番号: 2352 東証第一部)
本 社 所 在 地 : 東 京 都 品 川 区 西 五 反 田 七 丁 目 20 番 9 号
代 表 者 : 代 表 取 締 役 美 濃 和 男
問 合 せ 先 : 専 務 取 締 役 中 西 康 治
TEL (03) 6672-6788 (代表)

指名・報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 指名・報酬委員会設置の目的

当社は、2017年5月17日付けで報酬委員会を設置しておりましたが、取締役の選解任は企業価値を大きく左右し、企業経営における最も重要な意思決定の一つであり、経営トップをはじめ取締役の継続や交代、後継者指名、新任取締役選任の適切性を担保するため、そのプロセスの客観性・透明性・公平性を確保することが重要であると考えております。

また、取締役の選解任や再任の適否の判断と、その報酬の決定は、いずれも前提として社長をはじめ経営者の評価が必要となり、従来の報酬委員会と共通する部分も多いと考えております。

以上のことから、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名・報酬など特に重要な事項に関する検討にあたり、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る事を目的として、従来設置していた「報酬委員会」改め、「指名・報酬委員会」として再編することといたしました。

2. 指名・報酬委員会の役割

次に掲げる事項について審議し、取締役会に対して答申をおこないます。

- ・ 取締役の選任・解任に関する事項
- ・ 代表取締役および役付取締役の選定・解職に関する事項
- ・ 育成を含む後継者計画に関する事項
- ・ 取締役の報酬等に関する基本方針・決定方法等に関する事項
- ・ 取締役の個人別の報酬等に関する事項
- ・ その経営上の重要事項で取締役会が必要と認めた事項

3. 指名・報酬委員会の委員の構成等

指名・報酬委員会の構成メンバーは、取締役会の決議によって選任された当社役員4名（常勤監査等委員1名、独立社外取締役である監査等委員2名、代表取締役1名）とし、委員長は報酬委員会の決議により選定いたします。

4. 設置日

2019年7月31日

以上